北海道公安委員会規程第６号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の量定等の基準に関する規程を次のように定める。

平成18年11月13日

北海道公安委員会委員長　矢　吹　徹　雄

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の量定等の基準に関する規程

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の量定等の基準に関する規程（平成14年北海道公安委員会規程第９号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、北海道公安委員会が、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命じ、又は風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業若しくは接客業務受託営業の停止を命ずる場合における量定等の基準を定め、もって適正かつ公平な処分を行うことを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　取消し　法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定により風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

⑵　営業停止命令　法第26条、第30条第１項若しくは第３項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第31条の25、第34条第２項、第35条、第35条の２又は第35条の４第２項若しくは第４項第２号の規定により、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

⑶　営業廃止命令　法第30条第２項、第31条の５第２項、第31条の６第２項第３号又は第31条の15第２項の規定により、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

⑷　指示処分　法第25条、第29条、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定により、風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業又は接客業務受託営業を営む者に対し、指示をすることをいう。

⑸　法令違反行為　法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）

の規定により付された条件に違反する行為又は法第30条第１項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第35条若しくは第35条の２に掲げる罪に当たる違法な行為（第３条において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（指示処分との関係）

第３条　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第２項及び第31条の25第２項の規定によるものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うものとする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定により付された条件に違反した場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。

⑴　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

⑵　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

⑶　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

⑷　短期20日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって、短期20日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合

⑸　前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定の区分）

第４条　取消し又は営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31の25第２項の規定による場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は次のとおりとし、各処分事由に係る量定は別表に定めるところによるものとする。

⑴　風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

ア　量定Ａ　風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては６月の営業停止命令

イ　量定Ｂ　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月

ウ　量定Ｃ　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日

エ　量定Ｄ　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（別表第１の１の事項の表第30号に掲げる遊技機変更届出義務違反にあっては、基準期間１月）

オ　量定Ｅ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日

カ　量定Ｆ　５日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、７日

キ　量定Ｇ　営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）

ク　量定Ｈ　５日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、エの事項からキの事項までに掲げる区分の基準に準じて行う。

⑵　店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

ア　量定Ａ　８月の営業停止命令

イ　量定Ｂ　２月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、４月

ウ　量定Ｃ　１月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、２月

エ　量定Ｄ　20日以上４月以下の営業停止命令。基準期間は、１月

オ　量定Ｅ　10日以上２月以下の営業停止命令。基準期間は、20日

カ　量定Ｆ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日

（取消し）

第５条　取消しは、第10条第１項に規定する場合又は量定がＡに相当する処分事由がある場合のほか、前条、第８条、第９条又は第10条第２項の規定により、量定の長期が６月に達した場合において、第11条第２項第１号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいなどの事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

第６条　営業廃止命令は、第４条、第８条、第９条又は第10条第２項の規定により、量定の長期が８月に達した場合で、第11条第２項第１号に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しいなどの事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど営業禁止区域又は営業禁止地域において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

第７条　第３条の規定により量定が取消しに相当する事案又は第10条第１項の規定により取消しを行うべき事案について、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、当該事案に対する量定は、２月以上６月以下の営業停止命令とする。

（営業停止命令の併合）

第８条　営業停止命令の処分事由に該当する法令違反行為が２以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由に、量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由に係る違反事項について別表に定める量定の長期のうち最も長いものに当該期間の２分の１を加算した期間を当該営業停止命令の量定の長期とするとともに、各処分事由に係る違反事項について別表に定める量定の短期のうち最も長いものを短期とする。ただし、当該営業停止命令の量定の長期は、各処分事由に係る

違反事項について別表に定める量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（観念的競合）

第９条　２以上の営業停止命令の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、これらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由に係る違反事項について別表に定める量定の長期及び短期のうち最も長いものを、それぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

第10条　過去１年以内に２月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者が、当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

２　過去３年以内に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について第４条及び前３条に定める量定の長期及び短期にそれぞれ過去３年以内に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を、長期及び短期とする。ただし、当該営業停止命令の量定の長期は、法定の期間を超えてはならない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

第11条　営業停止命令により、営業の停止を命ずる期間は、次に掲げるとおりとする。

⑴　量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、原則として当該営業の種別に応じ、６月又は８月

⑵　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、第４条に定める基準期間（第８条の規定により営業停止命令を行うときは各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を、第９条の規定により営業停止命令を行うときは各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を、前条第２項に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間をそれぞれ基準期間とする。）

２　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第２号の規定にかかわらず、情状により、第４条及び第７条から前条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

⑴　処分を加重すべき事由がある場合

ア　過去３年以内に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

イ　指示処分の期間中に当該指示処分の事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

ウ　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

エ　従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

オ　法令違反行為に対する改しゅんの情が見られないこと。

カ　付近の住民からの苦情が多数あること。

キ　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

ク　16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

ケ　その他処分を加重すべき事由があること。

⑵　処分を軽減すべき事由がある場合

ア　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

イ　営業者（法人にあっては、役員をいう。）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

ウ　過去３年以内に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、改しゅんの情が著しいこと。

エ　具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

オ　その他処分を軽減すべき事由があること。

３　量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において前項第２号に掲げる処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として第１項第１号に規定する期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

４　法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定による取消しに伴う場合は６月、法第30条第２項の規定による営業廃止命令に伴う場合は８月とし、法第26条第１項、第30条第１項又は第31条の25第１項の規定による営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

（営業停止命令と他の行政処分との関係）

第12条　取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定によるものを除く。）は行わないものとする。

第13条　営業停止命令を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成18年11月13日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成23年北海道公安委員会規程第１号）

この規程は、平成23年２月16日から施行する。

附　則（平成27年北海道公安委員会規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成27年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成28年北海道公安委員会規程第６号）

（施行期日）

1　この規程は、平成28年６月23日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成29年北海道公安委員会規程第９号）

（施行期日）

1　この規程は、平成29年10月18日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成30年北海道公安委員会規程第４号）

この規程は、平成30年６月15日から施行する。

附　則（令和３年北海道公安委員会規程第４号）

（施行期日）

1　この規程は、令和３年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和４年北海道公安委員会規程第２号）

（施行期日）

1　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和５年北海道公安委員会規程第５号）

（施行期日）

1　この規程は、令和５年７月20日から施行し、この規程による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の量定等の基準に関する規程の規定は、令和５年７月13日から適用する。

（経過措置）

2　この規程の適用の日前にした行為に対する不利益処分の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和６年北海道公安委員会規程第５号）

（施行期日）

1　この規程は、令和６年12月12日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にされたこの規程による改正前の大麻取締法（昭和23年法律第124号）第24条の２、第24条の３又は第24条の７に違反する行為に対し、この規程の施行後に不利益処分を行う場合には、それぞれ麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第66条、第66条の２又は第68条の２に違反する行為とみなし、不利益処分を適用する。

別表（第４条、第８条、第９条関係）

第１　風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第26条第１項）

１　法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　無許可風俗営業	法第３条第１項、第49条第１号	A
⑵　許可証亡失・滅失届出義務違反	法第５条第４項	G
⑶　許可証等掲示義務違反	法第６条、第55条第１号	G
⑷　相続承認時許可証書換え義務違反	法第７条第５項、第55条第２号	G
⑸　合併承認時許可証書換え義務違反	法第７条の２第３項（第７条第５項）、第55条第２号	G
⑹　分割承認時許可証書換え義務違反	法第７条の３第３項（第７条第５項）、第55条第２号	G
⑺　構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	法第９条第１項、第50条第１項第１号・第２号	A
⑻　変更届出義務違反	法第９条第３項、第55条第３号	F
⑼　変更届出に係る許可証書換え義務違反	法第９条第４項	G
⑽　特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	法第９条第５項後段、第54条第２号	E
⑾　許可証返納義務違反	法第10条第１項第３号、第55条第４号	G
⑿　不正の手段による認定の取得	法第10条の２第１項、第50条第１項第３号	B
⒀　特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載	法第10条の２第２項、第54条第３号	E
⒁　認定証亡失・滅失届出義務違反	法第10条の２第５項	G
⒂　認定証返納義務違反	法第10条の２第７項第２号・第３号、第55条第５号	F

⑯　名義貸し禁止違反	法第11条、第49条第３号	A
⑰　構造・設備維持義務違反	法第12条	D
⑱　営業時間制限違反	法第13条第１項・第２項	C
⑲　迷惑行為防止措置義務違反	法第13条第３項	D
⑳　苦情処理に関する帳簿備付け・記載義務違反	法第13条第４項	D
㉑　照度規制違反	法第14条	E
㉒　騒音・振動規制違反	法第15条	D
㉓　広告・宣伝規制違反	法第16条	D
㉔　料金表示義務違反	法第17条	G
㉕　年少者立入禁止表示義務違反	法第18条	G
㉖　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第18条の２	D
㉗　遊技料金等規制違反	法第19条	D
㉘　遊技機規制違反	法第20条第１項	B
㉙　遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	法第20条第10項（第９条第１項）、第50条第１項第１号・第２号	A
㉚　遊技機変更届出義務違反	法第20条第10項（第９条第３項第２号）、第55条第３号	D
㉛　条例の遵守事項違反	法第21条に基づく条例	H
㉜　客引き禁止違反	法第22条第１項第１号、第52条第１号	B
㉝　客引き準備行為禁止違反	法第22条第１項第２号、第52条第１号	B

⑶④　年少者接待業務従事禁止違反	法第22条第１項第３号、第50条第１項第４号	A
⑶⑤　年少者接客業務従事禁止違反	法第22条第１項第４号、第50条第１項第４号	A
⑶⑥　年少者の立ち入らせ禁止違反	法第22条第１項第５号、第50条第１項第４号、第22条第２項に基づく条例	B
⑶⑦　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第22条第１項第６号、第50条第１項第４号	B
⑶⑧　現金等提供禁止違反	法第23条第１項第１号、第52条第２号	B
⑶⑨　賞品買取り禁止違反	法第23条第１項第２号、第52条第２号	B
⑷⓪　遊技球等持ち出し禁止違反	法第23条第１項第３号、第23条第３項、第54条第４号	E
⑷①　遊技球等保管書面発行禁止違反	法第23条第１項第４号、第23条第３項、第54条第４号	E
⑷②　賞品提供禁止違反	法第23条第２項、第52条第３号	C
⑷③　管理者選任義務違反	法第24条第１項、第54条第５号	E
⑷④　管理者講習受講義務違反	法第24条第７項	G
⑷⑤　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	法第28条第１項・第２項に基づく条例、第49条第５号・第６号	A
⑷⑥　無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22、第49条第７号	A
⑷⑦　従業者名簿備付け・記載義務違反	法第36条、第53条第３号	D
⑷⑧　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の２第１項、第53条第４号	D
⑷⑨　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の２第２項、第53条第５号	D

⑸⓪　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第53条第６号	D
⑸①　立入りの拒否、妨害、忌避	法第37条第２項、第38条の２第１項、第53条第７号	D

２　他の法令の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	𨻶
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑷　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる		B

違法な行為		
⑸　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アの事項に該当するものを除く。）		D
⑹　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑺　売春防止法（昭和31年法律第118号）第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑻　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑼　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑽　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑾　労働基準法（昭和22年法律第49号）第		A

117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		
⑿　職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒀　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒁　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒂　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
⒃　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒄　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒅　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
⒆　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A

⑳　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉑　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
㉒　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
㉓　あへん法（昭和29年法律第71号）第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
㉔　競馬法（昭和23年法律第158号）第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉕　自転車競技法（昭和23年法律第209号）第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉖　小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D

⑵⑺　モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑵⑻　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑵⑼　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
⑶⓪　関税法（昭和29年法律第61号）第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第１項・第２項	A
⑶①　電波法（昭和25年法律第131号）第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
⑶②　無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第５条、第６条、第７条	D
⑶③　当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第１項第１号	D
⑶④　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第２項	F
⑶⑤　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項	D
⑶⑥　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F

㈶　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
㈷　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第２項	F
㈸　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
㈹　軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第２条	F
㈺　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第３項、第59条第１項、第60条、第61条、第81条第１項第１号、第81条第２項、第82条	D
㈻　興行場法（昭和23年法律第137条）第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第５条第１項、第６条、第８条第１号	D
㈼　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第７条第１項、第８条、第10条第１号、第11条第１号	D
㈽　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第２	公衆浴場法第６条第１項、第７	D

条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	条第１項、第８条第１号	
⑷⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第２項第７号	E
⑷⑹　建築基準法（昭和25年法律第201号）第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第９条第１項・第10項前段	D
⑷⑺　消防法（昭和23年法律第186号）第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第17条の４第１項・第２項	D
⑷⑻　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第１項第14号、第25条第２項	D
⑷⑼　その他の法令の規定に違反する行為		H

３　法に基づく処分又は条件に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	法第16条、第25条	B
⑵　前号以外の指示処分違反	法第25条	C
⑶　営業停止命令違反	法第26条第１項、第49条第４号	A
⑷　許可の条件違反	法第３条第２項	C

第２　店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第１項）

１　法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業届出義務違反の罪	法第27条第１項・第３項、第52条第４号・第５号	B
⑵　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第27条第２項・第３項、第54条第６号	E
⑶　広告・宣伝の禁止違反の罪	法第27条の２、第53条第１号	C
⑷　広告・宣伝の方法違反の罪	法第28条第５項、第53条第２号	C
⑸　客引き禁止違反の罪	法第28条第12項第１号、第52条第１号	B
⑹　客引き準備行為禁止違反の罪	法第28条第12項第２号、第52条第１号	B
⑺　年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第28条第12項第３号、第50条第１項第５号	A
⑻　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第28条第12項第４号、第50条第１項第５号	B
⑼　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第28条第12項第５号、第50条第１項第５号	B
⑽　標章破壊等禁止違反の罪	法第31条第４項、第55条第６号	E
⑾　従業者名簿備付け・記載義務違反の罪	法第36条、第53条第３号	D
⑿　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第36条の２第１項、第53条第４号	D
⒀　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第36条の２第２項、第53条第５号	D
⒁　報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第１項、第53条第６号	D
⒂　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	法第37条第２項、第38条の２第１項、第53条第７号	D

２　法第30条第１項に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分 に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑹　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第		B

６条までの罪に当たる違法な行為		
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒁　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自		D

由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　法第２条第６項第１号又は第２号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　令第５条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務		
⑶　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は法第２条第６項第５号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑷　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑸　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑹　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B

⑺　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑻　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑼　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑾　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑿　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第27条第５項、第29条	C
⑵　営業時間制限違反に対する指示処分違反	法第28条第４項に基づく条例、第29条	C
⑶　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第28条第８項、第29条	C
⑷　広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第28条第９項、第29条	C
⑸　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	法第28条第10項、第29条	C
⑹　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第28条第11項（第18条の２）、第29条	C

⑺　前各号以外の指示処分違反	法第29条	C
⑻　営業停止命令違反	法第30条第１項、第49条第４号	A

第３　無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号）

１　法に規定する罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	𨻶
⑴　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	法第28条第１項・第２項に基づく条例、第49条第５号・第６号	A
⑵　営業届出義務違反の罪	法第31条の２第１項・第３項、第52条第４号・第５号	B
⑶　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の２第２項・第３項、第54条第６号	E
⑷　広告・宣伝の禁止違反の罪	法第31条の２の２、第53条第１号	C
⑸　広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の３第１項（第28条第５項）、第53条第２号	C
⑹　禁止区域内営業の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第１項）、第49条第５号	A
⑺　禁止地域内営業の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第２項）に基づく条例、第49条第６号	A
⑻　客引き禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12項第１号）、第52条第１号	B
⑼　客引き準備行為禁止違反の罪(受付所営業)	法第31条の３第２項（第28条第12項第２号）、第52条第１号	B
⑽　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12項第４号）、第50条第１項第５号	B

⑾　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12項第５号）、第50条第１項第５号	B
⑿　年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第31条の３第３項第１号、第50条第１項第６号	A
⒀　標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の５第３項（第31条第４項）、第31条の６第３項（第31条第４項）、第55条第６号	E
⒁　従業者名簿備付け・記載義務違反の罪	法第36条、第53条第３号	D
⒂　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第36条の２第１項、第53条第４号	D
⒃　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第36条の２第２項、第53条第５号	D
⒄　報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第１項、第53条第６号	D
⒅　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	法第37条第２項、第38条の２第１項、第53条第７号	D

２　法第31条の５第１項及び第31条の６第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	鼡
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪		A

に当たる違法な行為		
⑵　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑹　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当		B

たる違法な行為		
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒁　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑶　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑷　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は		B

第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。)、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
⑸　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑹　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑺　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑻　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑼　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑾　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第２条第７項第１号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
⑿　前号に規定する手段によって、客に前号に規定する役務の提供を受けること、又は法第２条第７項第２号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対す	法第31条の２第５項、第31条の	C

る指示処分違反	４第１項、第31条の６第２項第１号	
⑵　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第31条の３第１項（第18条の２第１項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑶　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分	法第31条の３第１項（第28条第８項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑷　広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の３第１項（第28条第９項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑸　営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第４項）に基づく条例、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑹　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第10項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑺　年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の３第３項第２号、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑻　前各号以外の指示処分違反	法第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑼　営業停止命令等違反	法第31条の５第１項・第２項、第31条の６第２項第２号・第３号、第49条第４号	A

第４　店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第１項）

１　法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業届出義務違反の罪	法第31条の12第１項・第２項（第27条第３項）、第52条第４号・第５号	B

⑵　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の12第２項（第27条第２項・第３項）、第54条第６号	E
⑶　広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の13第１項（第28条第５項）、第53条第２号	C
⑷　客引き禁止違反の罪	法第31条の13第２項第１号、第52条第１号	B
⑸　客引き準備行為禁止違反の罪	法第31条の13第２項第２号、第52条第１号	B
⑹　年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第31条の13第２項第３号、第50条第１項第８号	A
⑺　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第31条の13第２項第４号、第50条第１項第８号	B
⑻　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第31条の13第２項第５号、第50条第１項第８号	B
⑼　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第31条の13第２項第６号、第50条第１項第８号	B
⑽　標章破壊等禁止違反の罪	法第31条の16第４項、第55条第６号	E
⑾　従業者名簿備付け・記載義務違反の罪	法第36条、第53条第３号	D
⑿　報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第１項、第53条第６号	D
⒀　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	法第37条第２項、第38条の２第１項、第53条第７号	D

２　法第31条の15第１項に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３		A

項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
⑵　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑹　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関		A

する法律の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒁　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑶　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条		B

第３項に係る部分に限る。)、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
⑷　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。)、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑹　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑺　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑻　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑼　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対す	法第31条の12第２項（第27条第	C

る指示処分違反	５項)、第31条の14	
⑵　営業時間制限違反に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第４項）に基づく条例、第31条の14	C
⑶　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第８項)、第31条の14	C
⑷　広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第９項)、第31条の14	C
⑸　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第10項）、第31条の14	C
⑹　年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の13第２項第７号、第31条の14	C
⑺　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第３項、第31条の14	C
⑻　前各号以外の指示処分違反	法第31条の14	C
⑼　営業停止命令違反	法第31条の15第１項、第49条第４号	A

第５　無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第２項第２号）

１　法に規定する罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業届出義務違反の罪	法第31条の17第１項・第２項（第31条の２第３項)、第52条第４号・第５号	B
⑵　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の17第２項（第31条の２第２項・第３項)、第54条第６号	E
⑶　広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の18第１項（第28条第５項)、第53条第２号	C

⑷　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第31条の18第２項第１号、第50条第１項第９号	B
⑸　従業者名簿備付け・記載義務違反の罪	法第36条、第53条第３号	D
⑹　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第53条第６号	D

２　法第31条の20及び第31条の21第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A

⑹　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒁　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定

⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑶　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑷　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑹　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑺　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑻　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条		D

第２号の罪に当たる違法な行為		
⑼　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の17第２項（第31条の２第５項）、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑵　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の18第１項（第28条第８項）、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑶　広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の18第１項（第28条第９項）、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑷　年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の18第２項第２号、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑸　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	法第31条の18第３項、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑹　前各号以外の指示処分違反	法第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑺　営業停止命令違反	法第31条の20、第31条の21第２項第２号、第49条第４号	A

第６　特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25）

１　法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定

⑴　無許可風俗営業	法第３条第１項、第49条第１号	A
⑵　無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22、第49条第７号	A
⑶　許可証亡失・滅失届出義務違反	法第31条の23（第５条第４項）	G
⑷　許可証等掲示義務違反	法第31条の23（第６条）、第55条第１号	G
⑸　相続承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23（第７条第５項）、第55条第２号	G
⑹　合併承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23（第７条の２第３項（第７条第５項））、第55条第２号	G
⑺　分割承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23（第７条の３第３項（第７条第５項））、第55条第２号	G
⑻　構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	法第31条の23（第９条第１項）、第50条第１項第１号・第２号	A
⑼　変更届出義務違反	法第31条の23（第９条第３項）、第55条第３号	F
⑽　変更届出に係る許可証書換え義務違反	法第31条の23（第９条第４項）	G
⑾　特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	法第31条の23（第９条第５項後段）、第54条第２号	E
⑿　許可証返納義務違反	法第31条の23（第10条第１項第３号）、第55条第４号	G
⒀　不正の手段による認定の取得	法第31条の23（第10条の２第１項）、第50条第１項第３号	B
⒁　特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載	法第31条の23（第10条の２第２項）、第54条第３号	E

⑮　認定証亡失・滅失届出義務違反	法第31条の23（第10条の２第５項）	G
⑯　認定証返納義務違反	法第31条の23（第10条の２第７項第２号･第３号）、第55条第５号	F
⑰　名義貸し禁止違反	法第31条の23（第11条）、第49条第３号	A
⑱　構造・設備維持義務違反	法第31条の23（第12条）	D
⑲　営業時間制限違反	法第31条の23（第13条第２項）	C
⑳　迷惑行為防止措置義務違反	法第31条の23（第13条第３項）	D
㉑　苦情処理に関する帳簿備付け・記載義務違反	法第31条の23（第13条第４項）	D
㉒　照度規制違反	法第31条の23（第14条）	E
㉓　騒音・振動規制違反	法第31条の23（第15条）	D
㉔　年少者立入禁止表示義務違反	法第31条の23（第18条）	G
㉕　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第31条の23（第18条の２）	D
㉖　条例の遵守事項違反	法第31条の23（第21条）に基づく条例	H
㉗　客引き禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第１号）、第52条第１号	B
㉘　客引き準備行為禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第２号）、第52条第１号	B
㉙　年少者接客業務従事禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第４号）、第50条第１項第４号	A
㉚　年少者の立ち入らせ禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第５号）、第50条第１項第４号	B

⑶1　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第６号）、第50条第１項第４号	B
⑶2　管理者選任義務違反	法第31条の23（第24条第１項）、第54条第５号	E
⑶3　管理者講習受講義務違反	法第31条の23（第24条第７項）	G
⑶4　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	法第28条第１項・第２項に基づく条例、第49条第５号・第６号	A
⑶5　従業者名簿備付け・記載義務違反	法第36条、第53条第３号	D
⑶6　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の２第１項、第53条第４号	D
⑶7　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の２第２項、第53条第５号	D
⑶8　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第53条第６号	D
⑶9　立入りの拒否、妨害、忌避	法第37条第２項、第38条の２第１項、第53条第７号	D

２　他の法令の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１		A

項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
⑵　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑷　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑸　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アの事項に該当するものを除く。）		D
⑹　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑺　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A

⑻　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑼　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑽　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑾　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑿　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒀　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒁　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒂　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
⒃　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒄　前号以外の出入国管理及び難民認定法第		B

73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		
⑱　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
⑲　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A
⑳　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉑　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
㉒　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
㉓　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
㉔　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪		D

に当たる違法な行為		
⑵⑸　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑵⑹　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑵⑺　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑵⑻　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑵⑼　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
⑶⓪　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第１項・第２項	A
⑶①　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
⑶②　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第５条、第６条、第７条	D
⑶③　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第１項第１号	D
⑶④　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第２項	F
⑶⑤　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項	D
⑶⑥　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定		F

に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		
㈶　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
㈷　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第２項	F
㈸　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
㈹　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第２条	F
㈺　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第３項、第59条第１項、第60条、第61条、第81条第１項第１号、第81条第２項、第82条	D
㈻　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第５条第１項､第６条、第８条第１号	D
㈼　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第７条第１項､第８条、第10条第１号、第11条第１号	D
㈽　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業	公衆浴場法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１号	D

停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		
⑷⑸　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第２項第７号	E
⑷⑹　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第９条第１項・第10項前段	D
⑷⑺　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第17条の４第１項・第２項	D
⑷⑻　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第１項第14号、第25条第２項	D
⑷⑼　その他の法令の規定に違反する行為		H

３　法に基づく処分又は条件に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　指示処分違反	法第31条の24	C
⑵　営業停止命令違反	法第31条の25第１項、第49条第４号	A
⑶　許可の条件違反	法第31条の23（第３条第２項）	C

第７　飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第２項）

１　法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　無許可風俗営業	法第３条第１項、第49条第１号	A

⑵　無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22、第49条第７号	A
⑶　構造・設備維持義務違反	法第32条第１項	D
⑷　照度規制違反	法第32条第２項（第14条）	E
⑸　騒音・振動規制違反	法第32条第２項（第15条）	D
⑹　客引き禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第１号）、第52条第１号	B
⑺　客引き準備行為禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第２号）、第52条第１号	B
⑻　年少者接客業務従事禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第４号）、第50条第１項第４号	A
⑼　年少者の立ち入らせ禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第５号）、第50条第１項第４号	B
⑽　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第６号）、第50条第１項第４号	B
⑾　深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	法第33条第１項・第３項、第54条第６号	E
⑿　深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	法第33条第２項・第３項、第55条第３号	F
⒀　深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	法第33条第４項に基づく条例、第50条第１項第10号	B
⒁　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第33条第６項（第18条の２）	D
⒂　従業者名簿備付け・記載義務違反	法第36条、第53条第３号	D
⒃　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の２第１項、第53条第４号	D
⒄　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の２第２項、第53条第５号	D
⒅　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第53条第６号	D

⑲　立入りの拒否、妨害、忌避	法第37条第２項、第38条の２第１項、第53条第７号	D

２　他の法令の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑷　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

⑸　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アの事項に該当するものを除く。）		D
⑹　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑺　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑻　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑼　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑽　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑾　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む。）		A

に当たる違法な行為		
⑿　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒀　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒁　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒂　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
⒃　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒄　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒅　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
⒆　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A
⒇　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(21)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同		B

法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
㉒　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
㉓　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
㉔　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉕　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉖　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉗　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉘　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉙　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
㉚　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等	関税法第109条第１項・第２項	A

の輸入）		
⑶1　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
⑶2　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第５条、第６条、第７条	D
⑶3　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第１項第１号	D
⑶4　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第２項	F
⑶5　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項	D
⑶6　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
⑶7　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
⑶8　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第２項	F
⑶9　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
⑷0　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第２条	F

⑷1　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第３項、第59条第１項、第60条、第61条、第81条第１項第１号、第81条第２項、第82条	D
⑷2　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第５条第１項､第６条、第８条第１号	D
⑷3　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第７条第１項､第８条、第10条第１号、第11条第１号	D
⑷4　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１号	D
⑷5　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第２項第７号	E
⑷6　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第９条第１項・第10項前段	D
⑷7　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第17条の４第１項・第２項	D
⑷8　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第１項第14号、第	D

	25条第２項	
⑷⑼　その他の法令の規定に違反する行為		H

３　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　指示処分違反	法第34条第１項	C
⑵　営業停止命令違反	法第34条第２項、第49条第４号	A

第８　興行場営業（法第２条第６項第３号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第35条）

１　法に規定する罪

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条又は第175条の罪		A
⑵　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第２項から第８項までの罪		A
⑶　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B

第９　特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の２）

１　法に規定する罪

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第175条の罪		A
⑵　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第２項から第８項までの罪		A
⑶　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第		B

６条までの罪に当たる違法な行為		

第10　接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の４第２項、同条第４項第２号）

１　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑵　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑶　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑷　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第		A

227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
⑹　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑺　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）又は第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑻　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑼　売春防止法第２章（第５条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑿　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B

⑿　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⒁　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒂　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒃　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒄　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、法第２条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒅　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒆　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条の罪に当たる違法な行為		A

２　法の規定による指示に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第35条の３第１号・第２号、第35条の４第１項・第４項第１号	C